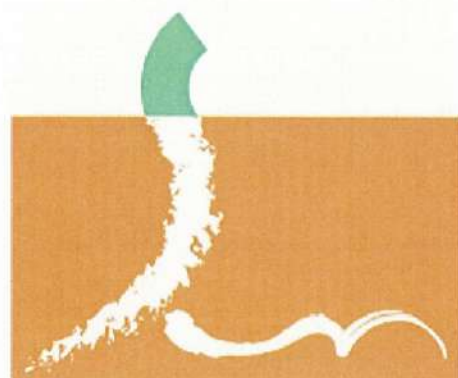


平成 29 年度 社会貢献事業事例集

社会福祉法人サンライフ／サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会



目次

事例集発行にあたって	… 1
1. 生活困窮者相談支援事業事例	… 2
2. 就労支援事業事例	… 9
3. 社会貢献事業推進室便り	… 30

事例集発行にあたって

平成 26 年頃、社会福祉法人の在り方をめぐる議論が活発になっていました。当法人としても、社会福祉法人の原点に返り、地域における公益的な活動を今まで以上に推進していく必要があると考え、平成 27 年 2 月、本部に社会貢献事業推進室を設置いたしました。その後 1 年の準備期間を経て、平成 28 年 1 月より「生活困窮者相談支援事業」を社会貢献事業のひとつとして、法人独自の「経済的援助」を強みとし実施することになりました。

生活困窮者相談支援を実践していく上で、「困窮からの脱却」には「就労定着が不可欠」という思いから、社会貢献事業で「就労支援」も行っていくことになりました。両事業を実施するにあたり、当法人単独では支援に限りがあります。行政や地域の関係機関と連携しながら、「生活困窮者相談支援事業」「就労支援事業」を実施し、気づけば 3 年が過ぎていました。様々な事例にあたり、社会福祉法人として「できること」の限界を感じることもありましたが、社会福祉法人だからこそ柔軟に「できること」もあると実感しています。また、新たに今年度から「子ども食堂」を実施しています。生活困窮者相談支援事業のひとつと位置付け、月 2 回程度のペースで開催しています。

この度、平成 29 年度に実施した社会貢献事業の事例集を作成いたしました。平成 28 年度に作成した事例集同様、どの事例も相変わらず悪戦苦闘しながら支援したもののばかりです。しかしながら、この悪戦苦闘があつてこそ、対象者に少しでも近づき、寄り添う支援ができるのではないかと考えていますし、社会福祉法人だからこそ「できること」があるため、悪戦苦闘するのだとも思っています。

本事業を進めるにあたり、行政はじめ、関係機関の皆さまには、趣旨を理解いただき、幾度も協議の場をつくっていただきました。皆さまのご協力がなくては進まない支援ばかりでした。この場をお借りし、改めて感謝の意を申し上げます。

最後に、本事業は一社会福祉法人が単独で実施している事業であり、事例数もわずかではありますが、公益的な取組を検討されている他の社会福祉法人の方々等に、参考にして頂ければ幸いです。

社会福祉法人サンライフ
社会福祉法人サン・ビジョン
社会貢献事業推進委員会

1. 生活困窮者相談支援事業事例

生活困窮者相談支援事業

相談支援事例 NO. 1

<p>タイトル：母親の年金で生活してきたが、母親が入院したことにより生活困窮に陥ってしまった A さんへの支援</p>	
<p>紹介経路：K 市生活支援課</p>	
<p>本人のニーズ 現在の住まいで生活を続けたい。</p>	<p>本人の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 40 代女性 ・ 無職 ・ 高齢の母親との世帯（母親は入院中） ・ 精神疾患があり通院中 ・ 障がい者手帳未更新 ・ 家賃、光熱水費滞納有 ・ 借金有 ・ 所持金 3000 円 ・ 頼れる親戚、友人無し
<p>ジェノグラム</p>	
<p>事例概要</p> <p>27 歳で精神疾患発症。母親が 2 年前に入院するまでは、母親の年金を母親が管理し、二人の生活を維持できていた。母親が入院後、貯金と母親の年金をギャンブルに使い、消費者金融から借金をして生活費に充てていた。母親の入院費 3 か月滞納、家賃 8 か月滞納、水道光熱費 1 か月滞納有。相談当初、働く目途はついていないものの所持金が 3000 円しかなく、給料までの食料支援と住居確保のため大家との交渉が必要な状態。また、犬を室内で飼育しているが糞だらけであり、不衛生な環境で生活しており、「食べる物が無い」「掃除できない」「眠れない」「犬を手放したい」との訴え有。</p>	
<p>支援目標</p> <p>精神障害者手帳を再取得し、障がい者サービスを利用しながら、本人が安心・安全に生活していける基盤を築く。</p>	
<p>支援のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者手帳再取得にむけた支援 ○障がい者サービス支援機関につなぐ支援 ●経済的援助 	<p>支援経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29.5 月①：初回面談のため本人宅訪問。アセスメント実施。居室廊下は犬の糞だらけで不衛生な状態。心療内科に通院していること、障がい者手帳が更新されていないことを確認。 ・ H29.5 月②：アセスメントの結果をふまえ、経済的援助実施することとする。食材費、日用品費、光熱水費（ガス・電気 1 か月分）、家賃 1 か月、診断書費用（障がい者手帳更新に必要）を支援予定。但し、末日に 25000 円給料が入る予定のため食材、日用品の支援は末日までの分

	<p>とする。</p> <p>H29.5 月③：食料、日用品支援実施のため、スーパーと一緒に買い物に行く。</p> <p>H29.5 月④：本人は 3 日間仕事に行ったが、その後体調不良で欠勤していると K 市生活支援課から連絡有。生活保護申請することとなる。</p> <p>H29.5 月⑤：障がい者手帳再取得支援のため病院受診同行。「うつ」以外に「統合失調症」も有していることが判明。</p> <p>H29.5 月⑥：障がい者サービス支援期間含めた関係機関でケースカンファレンス実施。基幹社協が手帳再取得手続き及び取得後の障がいサービス利用支援を行うこととなる。</p> <p>H29.5 月⑦：二度目の食料支援実施。</p> <p>H29.6 月①：生活保護受給開始。基幹社協による障害認定及び障がい者サービス利用手続き支援がされていることを確認し、当法人の支援終結。</p>
<p>経済的援助： <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無</p>	<p>経済的援助内容：食材、日用品、住居関係、光熱費 金額 <u>32,524</u> 円</p>
<p><u>感想・まとめ</u></p> <p>生活保護受給となったことにより、生活費の目途が立つようになった。困窮状態は脱することができたと思われる。また、障害者手帳及び障がい者サービスが入ることになり、居室内の環境整備が図れることにもなった。障害者手帳再取得のため病院受診に同行したが、その際に「統合失調症」も有していることがわかり、有効な情報となった。しかしながら、飼い犬の問題や就労等課題も残る。</p>	

生活困窮者相談支援事業

相談支援事例 NO. 2

<p>タイトル：住まいを強制退去となった母子世帯への支援</p>	
<p>紹介経路：K市生活支援課</p>	
<p>本人のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転居先を早急に見つけたい ・ 働きたい 	<p>本人の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30代女性 ・ 母子世帯（本人と小学校の子） ・ 無業 ・ 家賃9か月滞納し強制退去命令でている ・ 光熱水費滞納有 ・ 所持金2000円 ・ 両親とは絶縁状態、頼れる親戚、友達無し
<p>ジェノグラム</p>	
<p>事例概要</p> <p>10か月前にK市に転居してきたが仕事が見つからず、貯金を生活費に充てて生活していた。転居してから一度も家賃を支払っておらず、退去勧告が出ている。所持金が2000円しかなく、当面の食糧支援を実施するとともに、早急に新たな住居と就労先を探す必要があるため、それらの支援も行う。当法人で雇用することとしたが、体調不良を理由に出勤せず。その後、母子支援施設に入所できることになり、母子支援施設の支援員につながり終結となった。</p>	
<p>支援目標</p> <p>生活の基盤を整えられるよう住居と就労の確保に向けて支援する。</p>	
<p>支援のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住居の確保 ○就労の確保 ●経済的援助 	<p>支援経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29.6月①：初回面談のため本人宅訪問。アセスメント実施。主訴は「転居先と就労先を早く決めて、生活の基盤を整えたい」。経済的援助及び就労支援を実施することとする。 面談中に家庭裁判所執行官が来訪。住居の明け渡しを勧告される。強制退去執行日6月30日。 ・ H29.6月②：ガス料金滞納分を援助する。転居先を本人、K市生活支援課とともに探し始める。 ・ H29.6月②：当法人施設見学（就労支援）に同行する。 ・ H29.6月③：本人より採用面接の希望があったため日程調整する。 ・ H29.6月④：食料支援実施。

	<p>H29.6 月⑤：採用面接に同行。</p> <p>H29.6 月⑥：仮採用となるが出勤初日から体調不良で欠勤。再度仮採用期間設定するが、初日無断欠勤。仮採用取り消しとなる。</p> <p>H29.6 月⑨：支援方法の見直しを関係機関で行う。転居先に母子支援施設が候補に挙がる。母子手当遡及分が 7 月中旬に 15 万円ほど入ることが確定となるが、それまでの食糧支援は必要のため実施継続する。</p> <p>H29.6 月⑩：2 回目の食糧支援実施。</p> <p>H29.6 月⑪：母子支援施設に転居。母子支援施設支援員が、就労支援を行うこととなる。支援終了。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>経済的援助： <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無</p>	<p>経済的援助内容：食料、日用品、ガス料金 金額 <u>11,397</u> 円</p>
----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

感想・まとめ

本心や意向がはっきり分からないまま関わりを続けたが、どこまで本事業をご本人が「助かる」と思っていたのかは疑問である。地域における公益的な活動なので、そういった言動を求めるような心情ではいけないことは重々承知してはいるが…。また、主体的な言動も最後まで見受けられなかったことは、支援者として残念に思った。しかし考えてみれば、これまでの激動、これからの不安がある人びとは、パワーレスになっていることが多く、支援者や支援を受けていることに対し、こちらが「期待」するような言動を発するパワーはないとも思える。生活保護を受けることになろうとも、就労意欲・自立意欲が無くなったわけではない。親子で落ち着いた生活を送れることを、今はただただ望むばかりである。

生活困窮者相談支援事業

相談支援事例 NO. 3

<p>タイトル：本人の訴えと生活状況・家族状況が違った事例</p>	
<p>紹介経路：K市生活支援課</p>	
<p><u>本人のニーズ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・働いてお金を得て、好きなものが買いたい、旅行がしたい 	<p><u>本人の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・40代女性 ・単身世帯 ・所持金なし ・食べる物がなくて困っている ・家賃、光熱水費等の滞納無し ・生活状況不明な点が多い ・理解力の乏しさ見受けられる
<p><u>ジェノグラム</u></p>	
<p><u>事例概要</u></p> <p>「働きたいがどこも雇ってくれない」との主訴で市役所に相談に来るが、その時点で所持金が100円であったため、当法人に連絡が入り協同で支援にあたることになる。訪宅し面談実施する。一人っ子で頼れる親戚や知り合いはいないと言い、「たまにおじさんが来て、お米を置いていく」と言う等、生活状況がつかめない。市役所は、市内に兄と姉がいること、住まいは分譲住宅でありローン無し、光熱水費については兄と思われる人物が支払っていると思われることまでは把握。所持金が無く食べることに困っている現状であるため、食料支援をするとともに生活保護受給申請の支援も行う（生活保護受給申請を行うことにより、市が兄弟に連絡できることが狙い）。申請したことにより、兄、姉に市役所から文書が送付され、兄から市へ状況確認の電話が入る。兄、姉の本人に対する支援の見直しが行われ、それにより病院受診、障がいサービスの利用につながった。</p>	
<p><u>支援目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援期間につなぐ ・三食きちんと食べられて、「働く」ことができるように支援する 	
<p><u>支援のポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活状況の不明な点を明らかにする ○生活保護受給申請支援 ●経済的援助 	<p><u>支援経過</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.2月①：本人宅訪問。初回面談実施するも、こちらの質問に対する返答が曖昧な点が多い。被害妄想的な発言有。所持金と食べ物が無いことは確認。食糧支援、生活保護受給申請支援を行うこととする。 ・H30.2月②：市役所での生活保護受給申請に同行する。その際、市役所より米やレトルト食品を支給。 ・H30.2月③：食料支援のため訪宅するが本人不在（呼び鈴を押しても出てこない。電話にも出ない）。その後何

	<p>度か訪問するが不在。市役所に連絡。その後 5 日間安否確認できず。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H30.2 月④：市役所より所在確認できたと連絡有。訪宅し食糧支援する。 ・ H30.2 月⑤：市役所より、「本人の兄から連絡があり、本人宅で面談実施する」と報告有。 ・ H30.2 月⑥：市役所にて本人の兄姉との面談結果の報告を受ける。今後の見通し（病院受診し、サービス（障がい）利用の検討）がたったため支援終結とする。
<p>経済的援助： <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無</p>	<p>経済的援助内容：食料 金額 1,229 円</p>
<p><u>感想・まとめ</u></p> <p>本人の所持金が 100 円であり食べる物が無いという現状は明らかであったが、本人の生活状況がつかめないまま支援に入ることになった事例である。生活保護受給申請をすることにより市役所から兄姉に連絡が入り、兄姉の本人に対する関わり方を見直すきっかけとなったことは、当法人の支援が有効に働いたものと自負している。しかしながら、5 日間安否確認ができなかった時（持ち家のため本人以外誰が鍵を所有しているか不明であり、その時点では親族へ連絡できる段階ではなかった。）は社会福祉法人としての支援の限界を感じた事例でもある。</p>	

2. 就劳支援事業事例

就労支援事業

支援事例 NO. 1

<p><u>タイトル</u> 長期間無業だったにもかかわらず、就労体験後社会との関わりを復活させた B さん</p>	
<p><u>本人の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性（40 代） ・ 両親と同居 ・ 大学（通信制）中退 ・ 短期バイトの就労経験のみ ・ 平成 16 年の 2 週間の短期バイト以降就労していない ・ 障がいを持つ弟の世話をしている ・ 父親が怖い 	
<p><u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28 年 6 月：就労支援開始 2h／日、5 日／週 ・ 施設内環境整備（主業務は清掃） 	<p><u>将来目指す働き方・仕事内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間数の延長 ・ 施設内環境整備、介護の間接業務
<p><u>目標</u> 毎日決まった時間に出社し、予定通りの作業を行うことができる。</p>	
<p><u>事例概要</u></p> <p>本人は、一度も就職したことが無く、働いたのは今から 10 年以上も前で、2 週間程度のバイトのみ。自らコミュニケーションをとることが苦手だが、話しかけられることは嬉しい。社会経験の乏しさからか、年齢よりずいぶん幼い受け答え。</p> <p>定年退職した父親に働くように言われ、自立サポートセンターに通っていた。当法人の半日就労体験に参加したことをきっかけに、一日 2 時間、週 5 日の就労体験を経て、就労体験時と同じ時間数、同じ就労内容で当法人に採用になった。就労を開始すると、本人から、「職員や利用者様が「おつかれさま」と声をかけてくれるのが嬉しい」等の発言が聞かれるようになった。一日も無断欠勤なく半年ほど経過した折、施設長から時間数を増やす提案が出たが、同時期に他の職員から仕事に手を抜く様子が見られるようになったと報告を受ける。施設長が本人への面接を実施したところ、初心に帰り頑張るとのことであった。仕事内容は理解できているが、指示されたこと、決められた業務以外はできない。自ら業務内容について見直し、提案したり発展的に考えることは難しい。業務に慣れて時間に余裕ができて、自ら何か業務を考える、見つけることができない等の問題が出てき</p>	

たため、指導内容を見直す。就労継続中。

支援経過

H28.5 月：半日仕事体験実施。

H28.6 月①：・就労体験実施。その際、業務一覧表（曜日、時間毎の業務内容が書かれた物）を作成。就労体験初日は、一つの作業が終わる度に支援員と一緒に確認し、できていれば次の作業に進むというやり方を実施。

②：就労体験 3 日目本人より「達成感がある」との発言聞かれる。

時間の管理が難しい様子見られたため、時計で確認するよう促す。

③：本人より雇用して欲しいとの話があり採用面接実施。

H28.7 月：1 日 2 時間、週 5 日、清掃業務で採用。

H28.8 月：採用後 1 か月経過したため面談実施。職員が「お疲れ様です」と声をかけてくれるのが嬉しいとの発言有。就労時間数延長については「まだいいです」と否定。無理強いせず様子を見る。

H29.1 月①：施設長より就労時間の延長を本人に提案。「よろしくお願いします」と本人の返答有。

②：来月からの延長を検討していた矢先、職員から業務がきちんとやれていないとの報告が入る。本人と施設長面談。時間延長は 3 月まで行わず、3 月の時点で改善が見られれば、4 月より就労時間の延長を再度検討することとなる。

H29.4 月：①：1 月の指導後から、本人の仕事に対する姿勢、業務遂行能力を踏まえ面談。就労時間延長は見送ることとなる。

②：面談後、毎日の業務内容の欄の横に自己評価欄を付け、上司がコメントを記入する用紙を作成。それをもとに本人への声掛けを実施。

H29.5 月：面談や一緒に業務に入ることによって本人の遂行能力を改めて確認する。その都度気になる点を指導すると、実行することができるが、一人では臨機応変に対応することが難しい。

H29.8 月：本人より就業時間数を伸ばして欲しいとの希望がある。現時点での時間延長は難しいと判断。指導方法を再検討し、「やってみせる」指導をするもなかなかスキルが向上しない。

H29.10 月：「家の都合で」と月に 2 回程休むようになる。本人に詳細を確認すると、弟の介護のためとのこと。しばらく様子を見る。

H30.1 月：本人より出勤日の変更希望有。理由は弟の介護。月～金曜日の出勤であったが、2 月より月～土曜日（水曜日休み）となる。

H30.3 月：就労継続中。

本人の評価

- ・仕事を通し自分の役割ができ、やりがいを持てるようになった。
- ・もっと働きたいと思うようになった。

就労支援の効果

- ・生活のリズムができた。
- ・他人との関わりができた。
- ・就労に対して当初は「できるかな」という感じであったが、継続することで本人の自信に繋がった。

感想・まとめ

当初の本人の目標は達成することができているが、本人の自立を考えると、今の働き方では不十分である。できることを増やし就労時間を延長できればと思うが、なかなか本人のスキルが上がらない。こちらの説明に対し、「わかりました」と言うが、その通りにできない。一緒にやりながら指導している時はできるが、一人になると難しいという状況が続いている。本人は働く対価として賃金を得られるということに喜びを感じるようになり、もっと働きたいという欲（新たな目標）が出てきている。その欲を大切にしたいと思うが、現時点では時間を延長しても、2時間でできたものを3時間かけてやることになると思われる。新たな目標達成のため支援継続していくが、支援方法が行き詰っていることは否めない。

就労支援事業

支援事例 NO. 2

<u>タイトル</u> 本人に合ったサポート体制の構築	
<u>本人の情報</u> ・女性（20代） ・母親と同居（父は単身赴任中） ・障がい者手帳2級（脳性麻痺） 握力が弱い、斜視 ・身の回りのことは自己にて可 ・スピードを求められる仕事は難しい	
<u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u> ・4h/日 不定期	<u>将来目指す働き方・仕事内容</u> 5h/日、4日/週 正職員として働く
<u>目標</u> ・就労体験を通し、できること（強み）、できないこと（弱み）を本人が自覚し、就職活動に活かすことができる。	
<u>事例概要</u> <p>障害者就労支援事業所より若者サポートステーションに就労体験先を探しているとの連絡が入り、若者サポートステーションより当法人に問い合わせがあった。今までも就労体験の受け入れを行ってきたが、体験内容は介護業務の補助的な内容であった。したがって、車椅子を使用されている方には対応できず、本部各部署より業務の切り出しを行ってもらい体験できる業務を検討し、受け入れ態勢を整えた。初日と2日目は先方の支援員の付き添いがあったが、3日目からは一人で通ってくることができた。真面目に黙々と業務に取り組む姿勢が有り、正確にきちんとこなすことができるが、量やスピードを求めることは難しい。しかしながら自身で少しでも作業効率が上がる工夫をする姿勢がみられた。</p> <p>本人から当法人での雇用希望（20h/w）有。5月から就労支援「雇用型」を活用し、施設の事務職補助業務を行う。3ヶ月の就労支援後、事務職補助として本採用になる。雇用するにあたり業務内容を見直すのが、その1か月後に退職となる。</p>	
<u>支援経過</u> H29.1月：①本人と初回面談実施。心身の状況を確認するとともに、本人の希望等聞く。	

②車椅子利用の方を就労体験で受け入れたことが無かったため、就労体験内容や受け入れ事業所を検討。

H29.2月：就労体験受け入れ（1日目）（10：00～15：00（1時間休憩含む））。

H29.3月：①就労体験受け入れ（2日目）（10：00～15：00（1時間休憩含む））。

②就労体験受け入れ（3日目）（10：00～15：00（1時間休憩含む））。

③就労体験受け入れ（4日目）（11：00～16：00（1時間休憩含む））。

④就労体験受け入れ（5日目）（10：00～15：00（1時間休憩含む））。

H29.4月：①就労体験受け入れ（6日目）（10：00～15：00（1時間休憩含む））。

②就労体験受け入れ（7日目）（13：00～16：00）。

H29.5月：①5月8日から就労支援（雇用型）開始、7月末までを就労支援期間とする。

1日5時間、週2日から始める。

②事務所内勤務となるため、事務所入り口の段差解消のためスロープ設置する。

H29.6月：6月より1日5時間、週3日となる。

H29.7月：面談実施。8月より20h／週のパート職として採用となる。

H29.8月：電話対応を新たに業務に追加する。

H29.9月：体調不良との理由で欠勤が続き、その後退職となる。

本人の評価

- ・できること、できないことを自覚することができた。また、作業効率を考え自身で工夫することができた。
- ・ある時期から電話の音が気になり、作業に集中できない、期限をきられて業務を指示されることがストレスになることがわかった。

就労支援の効果

（支援側）

- ・業務を切り出すために、事務職は業務の見直しをすることができた。
- ・使用していた書式等について見易さ、わかりやすさを考慮したものに変更することができた。
- ・法人内他事業所と連携し、職場環境を見直すことができた。

感想・まとめ

事務職補助として本人にどこまで作業効率を求めるかという点で、一緒に働く事務職が戸惑ってしまったこと、本人の「できる」と他者の「できる」に相違があったことが、退職という結果につながったのではないかと考える。

また、車いすを利用している事や握力など目に見える作業効率に注意が行き、新入社員

としてのメンタルの部分にも配慮がより必要であった。

受け入れ側の職員教育の強化はもちろんだが、仕事をする側も同様に、お互いに働きやすくなる為の教育や話し合いが必要であったと思われる。支援期間中により多くの業務を体験してもらうことが必要であると感じた。

就労支援事業

支援事例 NO. 3

<u>タイトル</u> 転職を繰り返す A さんへの就労支援	
<u>本人の情報</u> <ul style="list-style-type: none">・女性（30代）・単身世帯・アルバイトのかけもちや派遣の仕事をしながら生計を何とか立てている・安定した収入を得たい希望はある・声優になりたいという夢がある・目の前の現実に関われすぎて、将来設計が難しい	
<u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u> <ul style="list-style-type: none">・5h／日、4日／週・介護業務補助（間接業務）	<u>将来目指す働き方・仕事内容</u> <ul style="list-style-type: none">・8h／日、5日／週・フルタイムアルバイト→正職・介護職
<u>目標</u> 安定した収入を得られる仕事に就く	
<u>事例概要</u> <p>自立サポートセンターから紹介。当法人の半日仕事体験を経て、就労体験実施となる。声が小さく対人の仕事には向いていない印象を受けるが、本人は飲食業などのアルバイトを掛け持ちしながら生計をたてていた。いくつものアルバイト先で「作業が遅い」「覚えが悪い」等叱責されることが多かったため、一つの仕事に定着することが難しかったようだ。4日間の就労体験を通し、介護の仕事は大変だとの感想を持った反面、やりがいのある仕事だとの気持ちが芽生え、当法人での雇用を希望。就労体験中指導したスタッフが、本人のできることに着目したことが、本人の自信に繋がったと思われる。</p>	
<u>支援経過</u> <ul style="list-style-type: none">・H28年8月：半日仕事体験参加。・H29年2月①：自立サポートセンター支援員と情報共有。<ul style="list-style-type: none">②：就労体験施設にて面談実施。心身の状況確認。③：就労体験実施。④：就労体験終了後、振り返り実施。本人より当法人での雇用希望有。	

<ul style="list-style-type: none"> ・ H29年3月①：採用面接実施。 <ul style="list-style-type: none"> ②：仮採用。 ③：仮採用中に2回面談実施。仮で物事を伝えた後に決定したことを伝えると、仮に伝えた内容を取り消して決定した内容に差し替えることが難しいことが面談を通してわかったため、支援側は決定した内容のみ伝えることとする。 ・ H29.4月：8h／日、5日／週 パート職として雇用開始。 ・ H29.5月：①：報告・連絡・相談が上手くできずトラブルになり、カンファレンス実施。リーダー（指導担当）より、申し送りができない、自分のペースを崩せない、指示には従えるが、先のことを考えて動けない・自発的に動けない、と現状報告あり。 <ul style="list-style-type: none"> ②介護職業務全てをできるようにする」指導から、「できることを一つずつ増やしていく」という指導方法に変更。 ・ H29.7月：「半日就労体験」の場で体験者の先輩として、本人より発表してもらう機会を設ける。本人より、「働くことで居場所ができた。認めてくれる人ができた。居場所があると将来のことを考えられるようになる。精神的に安定した気がする。」との発言有。支援継続中。
<p><u>本人の評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他人に認めてもらえるようになった。
<p><u>就労支援の効果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人のできることを褒め、認めることで、「ここで働けそうだ」という気持ちが芽生えた。 ・ 情報の伝え方を工夫したことで、本人の戸惑いが軽減された。 ・ 本人の仕事の内容の把握状況を丁寧に確認して指導していったため、本人に「できた」という達成感があり、自己肯定につながった。
<p><u>感想・まとめ</u></p> <p>他人と比べ作業が遅い、理解が遅いと決めつける前に、教える側の配慮が足りないのではないかと考える視点が必要だと感じた。また、教える側が、「これだけ全てやれるようになって一人前」という考えに囚われていると、できない部分を何とかできるようにしようと頑張るため、教える側が疲弊してしまう。この事例は、できないことをできるようにすることに何時間も時間をかけるより（できるようになるとは限らない）、できることに焦点を当てそこを伸ばす、広げる指導をしていくことが双方にとって発展的であるということを実証してくれたのではないかと思う。また、教え方、関わり方を工夫し、その成</p>

果で職員が成長していく様子は、指導した職員にやりがいや達成感を生むのではないかと考える。

就労支援事業

支援事例 NO. 4

<u>タイトル</u> 1年就労継続できたが、その後不調を訴え再支援を実施するも、退職となってしまったAさん	
<u>本人の情報</u> <ul style="list-style-type: none">・男性（30代）・両親と同居・高校中退、専門学校卒・専門学校卒業後4年ほどアルバイト経験有、その後引きこもり・精神内科に定期受診し、服薬（安定剤）有 （医師から就労許可出ている）・H28年9月より就労支援開始し、平成29年3月一旦支援終了・H29年8月本人の希望により再支援開始・H29年12月退職	
<u>再支援開始時の働き方・仕事内容</u> <ul style="list-style-type: none">・H29.8月再支援開始・7h/日 5日/週	<u>将来目指す働き方・仕事内容</u> <ul style="list-style-type: none">・8h/日 6日/週・介護福祉士の資格取得
<u>目標</u> 就労定着	
<u>事例概要</u> <p>半日就労体験の際、介護の仕事に興味を持ち、現場体験の希望があったため、4日間の体験実施。その後当法人で働きたいとの希望有。求人募集をしている法人内施設で再度4日間の就労体験実施、その後採用。</p> <p>当初は1日6h/週5日勤務。1か月後に面談実施した際、就労時間を増やしたいとの希望が有り、7hとなる。</p> <p>引きこもり期間が長く、精神安定剤を服用中とのことで、当初、就労できる心身の状況であるか懸念されたため、就労後は本人と定期的な面談をして、本人の心身の状況を確認することを繰り返し実施した。採用後6か月経過した頃の面談で、問題なく就労継続できていることを確認し、支援終了となる。</p> <p>5か月後、本人の上司から体調不良で休んでいると連絡有。本人と面談を実施し、本人の希望で定期的に面談をすることとなり、再支援開始。しかしながら、再支援開始後4か</p>	

月経過した頃退職となる。

支援経過

H28.8 月：①半日仕事体験参加。

②就労体験施設 B にて面談。本人の心身の状況確認。就労体験内容を説明し本人より了承を得る。

H28.9 月：①B 施設にて就労体験実施。

②就労体験最終日に振り返り実施。本人より当法人での雇用希望あり。雇用を見据え、職員募集をしている事業所での就労体験を実施することとする。

③就労体験施設 C にて面談。雇用を見据えた就労体験であることを本人、体験施設側で確認。

④C 施設にて就労体験実施。

⑤5 日間の就労体験最終日に、振り返りを実施。本人の就労への意志、当法人への就職希望について確認。

⑥C 施設にて仮採用。

⑦仮採用最終日に面談。本人の心身の状況確認。

H28.10 月：①C 施設にて本採用となる。

H28.11 月：①本採用から 1 か月経過后面談。本人の心身の状況確認。本人より「色々な人に色々なことを指示・指導されると戸惑うことがある」との発言あったため、管理者に本人の勤務時の様子を合わせて確認し、当面の間、指示・指導する者をリーダーのみとし、一度に複数の指示をしないこととする。

H28.12 月：①継続面談実施。本人の心身の状況確認。管理者と情報共有。

H29.3 月：①継続面談実施。本人の心身の情報確認。ストレスを感じることもあるようだが、精神科への定期受診を継続しており薬の量も変化ないとのこと。支援終結。

H29.8 月：①体調不良で休んでいると本人の上司から連絡を受ける。

②本人の希望があり面談実施。ここ 1~2 ヶ月疲労感が強いと訴え有。業務の見直しを職場内で検討することとともに、面談の継続も提案する。

H29.10 月：①継続面談実施。忙しすぎて職場の雰囲気良くない等の後ろ向きの発言があるが、介護福祉士の資格取得を目標として頑張りたいと前向きの発言もあり。次回の面談について、時期を確認すると、2 か月後で良いとのこと、12 月とする。

H29.12 月：①体調不良で休んでいると管理者から再び連絡有。

②面談の機会を設けることを管理者に提案するが、本人が、定期受診の際医師に相談するのでそれまで休ませて欲しい、と言っているとのこと、連絡を待つこととする。

<p>③「2か月の休業加療が必要」と書かれた診断書が届き、退職となる。</p> <p>H30.1月：①退職後の手続きで職場まで来るとのことで、面談の機会を設けることを提案。本人了承し面談実施。現在の心身の状況を確認する。今後復職の希望があれば、リハビリ出勤等も対応できることを本人に伝える。</p> <p>一旦支援終結とする。</p>
<p><u>本人の評価</u></p> <p>一年と2ヶ月仕事を継続することができた。</p>
<p><u>就労支援の効果</u></p> <p>・社会との関わりの復活</p>
<p><u>感想・まとめ</u></p> <p>最初に体調不良で休んだ際、「疲労感が強い」との訴えを重く受け止め、病院受診に同行し担当医師から助言を受ける等の必要があったのではないかと、そうすれば退職せずにすんだのではないかと悔やまれる。</p> <p>本人の希望や意見を聞き取ることは出来たが、もっと能動的な支援を行うことで、本人の気づいていないニーズを引出すことができたかもしれない。</p> <p>作業だけでなく仕事をする姿勢や心構えなども、本人のペースに合わせてながら指導・教育することで、ストレスを受けにくい職場づくりを行うことが出来るようになると思われる。今後を活かしたい。</p>

就労支援事業

支援事例 NO. 5

<u>タイトル</u> アセスメント不足により適切な支援に時間がかかってしまった事例	
<u>本人の情報</u> <ul style="list-style-type: none">・男性（50代）・単身世帯（両親他界、妹とは連絡を取っていない）・生活保護受給中・無業期間2年程度（それ以前は転職を繰り返している）・1年ほど前、急にパニックになり（原因不明）1か月入院。・手帳無し	
<u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u> 2～3日／週。2～3h／日。	<u>将来目指す働き方・仕事内容</u> 5日／週。8h／日。
<u>目標</u> 就労の定着による生活保護からの脱却	
<u>事例概要</u> <p>自立サポートセンターから紹介。生活保護受給者だが、就労の意欲があるため体験をさせて欲しいとの依頼。介護の間接業務を見学してもらい、できること・得意なことを確認した上で、体験プログラムを作成し就労体験を開始するが、体験2日目に無断欠勤する。再度支援方法を関係機関が集まり検討し、体験再開。</p> <p>就労体験後、本人から当法人への就職希望があったため、採用面接実施。その際、本人より精神疾患があることを告げられる。それまで、関係機関の支援員、ケースワーカーは、その疾病について認識しておらず、再度ケースカンファレンス実施。就労以前に病院受診が必要と判断。医師の勧めで、手帳申請することとなり、障がいのサービスを利用することとなる。</p>	
<u>支援経過</u> <p>H29.4月：①初回面談及び施設（ボランティア体験場所）見学実施。 ②就労への意欲がわくように、ボランティア体験の場を設定。</p> <p>H29.5月：①就労体験場所の見学実施。</p>	

②4日間の就労体験プログラムの作成及び実施。

③就労体験1日目終了後、本人と振り返り実施。

④就労体験2日目無断で休む。

H29.6月：①カンファレンス実施。本人の希望があり再支援を行うこととなる。

②就労体験最終日に振り返りを実施。本人より、体験した場所で就労したいとの希望有。

③採用面接実施。その際、本人より精神疾患があることを告げられるが、本人は病院受診をしておらず内服薬も無し。病院受診を促す。

H29.7月：①市の生活保護担当CWとともに病院受診。→継続受診となる。

H29.8月：①診断結果が出て、医師より障がいのサービスを利用することを勧められる。

②障がいのサービスを利用することとなる。

本人の評価

・体調に合わせた働き方を見つけることができた。

就労支援の効果

・障がい（適切な）のサービス利用につながった。

感想・まとめ

就労支援で関わった事例ではあるが、本人に合った支援を行うためには、就労以外の支援もあわせて行うことも必要であると感じた。

生活保護受給者は、様々な課題を抱えていることが多い為、一面だけでなく多面的に見る工夫をしながら支援を行うことが必要であると、改めて感じた事例である。

就労支援事業

支援事例 NO. 6

<u>タイトル</u> 小さな「できた」の積み重ねにより徐々に他者との交流が可能になり、就労について考えるようになった B さん	
<u>本人の情報</u> ・ 男性（20 代） ・ 両親と兄と同居 ・ 高校卒業後 1 か月ほど働くが退職。その後、無業。 ・ 一年ほど前、鬱状態となり手帳取得（3 級）。 ・ 目を合わせて会話することが難しい。 ・ 自分の気持ちを言葉にして伝えることが難しい。	
<u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u> ・ 1 日／週 2 時間／日 ・ 簡単な事務作業	<u>将来目指す働き方・仕事内容</u> ・ 一般就労（障がい者枠）
<u>目標</u> 決められた日時にボランティアに行き、社会との関わりを持つことで、就労について考えられるようになる。	
<u>事例概要</u> 子ども・若者総合相談センターから、「本人に自信を持ってもらえるような仕事を体験させてもらえないか。」と問い合わせがあり面談実施。アセスメント後、現場での就労体験は難しいと考え、社会貢献事業推進室で、簡単な事務作業をボランティアとして行ってもらうことにする。当初は挨拶もままならなかったが、3 か月ぐらいで挨拶ができるようになる。半年経過した頃、障がいサービスの B 型事業所に週に 1 日 2 時間通うようになるが、それ以降も、本人の希望で毎週 1 回 2 時間のボランティア継続中。	
<u>支援経過</u> H29.4 月：①初回面談実施。 ②週 1 回 2 時間 社会貢献事業推進室に通い、ボランティアとして簡単な事務作業を行えるよう支援を始めるとともに、隣の部署の職員等にも挨拶や日常のさりげない会話等の関わりを依頼。 H29.6 月：障がいサービスを利用することに拒否的であったが、B 型を見学しても良い	

との意向が見られるようになり、見学することができる。

H29.7月：ボランティア継続。

H29.8月：ボランティア継続。

H29.9月：関係機関が集まりカンファレンス実施。

この頃からボランティアに遅刻して来ることが増える。

H29.10月：就労支援 B 型（障がいサービス）に、週に 1 回 2 時間通うようになる。

ボランティア継続。遅刻して来ことはあるが、休むことはない。

H30.3月：就労支援 B 型に通いながら当法人でのボランティアも継続中。

本人の評価

- ・自分も（社会に）役立つことができるという自信がついた。

就労支援の効果

- ・小さな成功体験が積み重ねることによって、次のステップ（就労支援 B 型への通所）へ行くことができた。

感想・まとめ

毎回事務員から「助かります。ありがとう。」とお礼を言われることや、他部署の職員達がさりげなく言葉をかけ、彼からの返事を気長に待ち、コミュニケーションが成り立つように積極的に関わってくれたことも、彼の承認欲求が満たされ少しずつ自信に繋がっていったのだと思われる。この事例は就労支援というものではないかもしれないが、社会福祉法人だからこそできる支援であると自負している。

就労支援事業

支援事例 NO. 7

<p><u>タイトル</u> 体調を崩し無業になった C さんへの支援</p>	
<p><u>本人の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性（50 代） ・ 妻 と子（高校生）の 3 人家族。 ・ 心臓機能障害による身体障害者手帳 3 級。 ・ 体調不良により失職。 ・ 体調に配慮しながら徐々に社会復帰することが本人の希望。 	
<p><u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 日／週 4.5 時間／日（パート） ・ 介護職（日勤帯のみ） 	<p><u>将来目指す働き方・仕事内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 日／週 8 時間／日（正職） ・ 介護職（夜勤含む）
<p><u>目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調に配慮しながら、一日 8 時間働けるようになる。 	
<p><u>事例概要</u></p> <p>自立サポートセンターの依頼を受け、本人が望む働き方に合致する事業所にて就労受入開始。心身の様子を把握するため継続的な面談を実施するとともに、事業所の管理者とも本人の情報を共有しながら見守る体制を整えた。また、一緒に働く職員が本人を理解することができるよう指導方法等を検討する場を設けた。当初の就労時間は一日 4.5 時間であったが、現在は 6 時間に延長し就労継続中である。</p>	
<p><u>支援経過</u></p> <p>H29.10 月：①自立サポートセンター支援員同席のもと、初回面談実施する。アセスメント内容をもとに、特に本人の働き方の希望を考慮し、就労事業所を選定する。</p> <p>②採用面接実施し、通所事業所での採用となる（本人の体調を考慮し、12 月より採用）。</p> <p>H29.12 月：①1 日より就労開始。1 日 4.5 時間（11：30～16：00）の勤務から始める。</p>	

②就労開始から 2 週間後に面談実施し、本人の心身の様子を確認する。その上で、来月も同様の勤務時間とする。

H30.1 月：①自立サポートセンター支援員同席のもと、面談実施。本人より、来月から 6 時間に勤務時間を延長して欲しいとの希望が出る。

H30.2 月：①一日の勤務時間が 6 時間となる。

②本人がなかなか業務を覚えられないとの職場の声を受け、指導方法を検討する場を設ける。できることを積み重ねていく指導を心掛けるようにする。

③本人との面談実施。フルタイムで働けるようになることを目標に掲げる。
就労継続中。

本人の評価

- ・段階を経て就労時間を延ばしていくことで、体力面でも自信がついた。
- ・仕事でできることが少しずつ増えていくと、気持ちが前向きになった。

就労支援の効果

- ・就労継続により、他者との関わりが増えた。
- ・段階的に就労時間を延ばす支援をしたことにより、目標達成が見えてきた。

感想・まとめ

指導する側はどうしても業務内容全般を一通りできるように指導したが。しかしながら、一連の業務の流れを毎日毎日指導し、同じところでつまづきが見られると、指導される側は前に進めず、また、指導する側は「できない」とレッテルをはることになる。それならば、できることを組み合わせて一日の仕事としてやってもらえばよいのではないか。その発想の転換で、上手く指導が進み就労定着となった。

(平成 30 年 7 月から 8 時間勤務となり、目標達成している)

就労支援事業

支援事例 NO. 8

<p><u>タイトル</u></p> <p>Dさんの「働いてみたい」という希望に寄り添う支援</p>	
<p><u>本人の情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性（20代） ・両親と兄と同居 ・脳性麻痺による障がい有（身体障害者手帳3級）（手指の振せん有、握力が弱い） ・短大卒業後就労移行支援事業所（障がいサービス）に通う ・事務職での一般就労を目指している 	
<p><u>就労支援開始時の働き方・仕事内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日／週 2時間／日 ・事務職の補助業務 	<p><u>将来目指す働き方・仕事内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5日／週 8時間／日 ・事務職
<p><u>目標</u></p> <p>職場体験を通し、自分の働き方を考える</p>	
<p><u>事例概要</u></p> <p>就労移行支援事業所（障がいサービス）の支援員の紹介。短大を出てすぐに就労移行支援事業所へ通所したため、一般就労の様子を見てみたいとのことで、当法人事業所内で事務補助の就労体験を希望。体験前にボランティアで簡単な事務作業を行ってもらうが上手くいかず、急遽、支援員と相談し、事務職に付いて仕事体験をする前に、本人が事務補助業務の中で何ができるのかを見極め、その後、体験するというプロセスを踏むことが必要という結論になる。就労移行支援事業所に通いながら、週に1回2時間程度事務補助作業のボランティアとして参加。参加回数を重ねるうちに、本人ができると思っていたことと、求められている完成度の齟齬に気づくことができるようになった。その経験からか、以前は就職に自信が無いといった発言が聞かれたが、「就職活動したい！」という発言に変化した。就労移行支援事業所にサポートしてもらいながら、就職活動を開始した。</p>	
<p><u>支援経過</u></p> <p>H29.11月：①就労移行支援事業所の支援員より受け入れ依頼。</p> <p>H29.12月：①支援員と受け入れの調整を行う。</p> <p>②本人との初回面談実施。事務職の補助業務の体験をしてもらうこととな</p>	

る。

③ボランティアで事務補助作業を体験するが、本人のできるという思いと、現場で求められている完成度との差があることがわかる。

④支援員と相談し、現時点での現場での体験は断念し、しばらく事務補助作業のボランティアとして参加してもらうこととする。

H30. 1 月：①1 月は作業に 2 回参加。

H30. 2 月：①2 月は作業に 2 回参加。

②カンファレンス実施。本人、支援員と振り返りを行う。「作業しているうちに作業能率が下がることが自覚できた」「(作業が) できるようになってきた」等の発言が本人より有。

H30. 3 月：①3 月は作業に 3 回参加。4 月から就職活動開始予定となる。ボランティア継続中。

本人の評価

自信の「できる」と他者の「できる」に齟齬があることを理解することができた。

就労支援の効果

本人は漠然と事務職に就きたいという思いがあったが、ボランティア体験を通して、何ができるのかという視点で就労先を検討することができるようになった。

感想・まとめ

当法人にボランティアとして通いながら、就職活動を行うとのことであるため、ボランティア体験を通し社会のルールや働くことについて考えていただく機会となり目標は達成できたのではないかと考える。

3. 社会貢献事業推進室便り

社会貢献事業内容

社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン 社会貢献事業推進委員会だより

第1号



当法人の社会貢献事業

当法人は平成二十七年二月に、「社会貢献事業推進室」を立ち上げ、平成二十八年一月から社会貢献事業を実施し、地域で生活困窮に陥ってしまった方への支援を実施しています。本事業は、経済的困窮のみならず、生活のしづらさ、生きにくさを感じている方全ての方を対象としています。

社会貢献事業の二つの柱

社会貢献事業として、「就労支援事業」「生活困窮者相談支援事業」を実施しています。

【就労支援事業】は、引きこもりや無業期間が長く、社会とのつながりが薄れてしまった方や、就労することにな

安がある方を対象に、名古屋市内の当法人施設（生活困窮者就労訓練事業認定施設・社会体験支援事業協力事業所）で実施しています。「なごや若者サポートステーション」や「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」等と連携して行っています。二〇一七年三月までに、「半日就労体験」に一七名、三日から二週間以内の「就労体験」に八名の方を受け入れました。就労支援実施後、当法人の職員となった人もいます。

連携し積極的に行っています。仕事と育児の両立ができるよう、事業所とのマッチングに配慮し進めています。

【生活困窮者相談支援事業】は、何らかの事情により生活困窮に陥ってしまった方に対し、相談支援や経済的援助（現物給付）を実施するとい

うものです。春日井市内で実施しており、「春日井市生活支援課」や「子ども政策課」と連携・協働で相談にあたっています。

二〇一七年三月までで相談を受けた方の内、五世帯に経済的援助を実施しました。援助した内容は、食料費、日用品費、光熱水費、医療費、日授業料、交通費等です。

社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン

社会貢献事業

生活困窮者相談支援事業

○この事業は、制度の狭間で必要な支援を受けることができない方に対して、相談援助活動を行うとともに、必要に応じて経済的援助を行うことにより、その方の安定した生活と自立を支援することを目的としています。

○支援に必要な情報をお聞きすることに、ご理解・ご協力をお願いします（個人情報はお外しません（別紙「個人情報取り扱いに関する同意書」で確認します））。

○経済的援助は一人一生につき1回限り利用できます。援助限度額は10万円ですが、現金を支給するものではなく、必要な物を現物で給付します。

一年を振り返って

★サンライフ／サンビジョンの社会貢献事業が始まって一年が経ちました。時々、報告を聞くだけの私も皆さんの“悪戦苦闘”ぶりに同情しつつ、改めてソーシャル・ワークってこういうものなのだと感じています。人間を諦めない気持ち”がソーシャル・ワーカーの支えでしょう。これ

からも地道に続けていくことが何よりも肝腎なことだと思います。

ところで、社会福祉事業には二種類あることをご存知ですか。第一種と第二種というのではありません。措置費や介護報酬といった制度的な費用の補填がある事業とそれがない事業です。後者は、本来の慈善博愛の事業と言えるでしょう。今回の社会福祉法改正で追加された「地域における公益的な取組」(第二十四条第二項)は、社会福祉事業(前記の慈善的的事业)と公益事業(第二六条)を行うに当た

って提供されるものとされていますが、社会福祉法人が本来果たすべき役割を明確化したということですから、実質的にはすべてが社会福祉事業だと考えてもよいのではないのでしょうか。すべての社会福祉法人の積極的な取組が期待される所以です。

サンライフ／サンビジョンの社会貢献事業はこの社会福祉法改正に先駆けてスタートしたわけですから、他の社会福祉法人の手本とならなければなりません。法人の役職員の理解と協力を得ながら、さらに実績を積み上げる二年目となることを期待しています。

(社会貢献事業推進委員会
オブザーバー・堤 修三)

* 堤 修三 氏 *

元厚労省老健局局长

社会福祉法人サンライフ／

サン・ビジョン理事

★ソーシャルワークができる領域は非常に限られており、日々の業務においてその要素を見出せるかどうかであったりする。本事業は発想からしてソーシャルワークそのものであるという稀有な例である。実践的知恵を社会へ向けて。構想段階から推進員として関わっていることに深く感謝したい。(春日井エリア推進員 安田光良)

★社会貢献委員会の一年を振り返ると、思っていたものとは違う結果になつていく事が多かったように思います。実績を積みながら一つ一つの支援内容を精査し、完璧とまではいなくとも、今より少しだけ良い支援が出来るようにしていきたいと思えます。(名古屋エリア推進員 岩田 充裕)

★平成二八年度より江南エリア担当推進員となり、一年が過ぎ去りました。他の方々に比べ勉強不足の面もありますが、事例検討を通して新たな知識となり、日々研鑽させて頂いております。今後も積極的に参加できればと考えております。(江南エリア推進員 亀山)

★委員会を通して社会貢献活動の取組み事例から学ぶことが多い一年でした。制度の狭間を支援するCSWの迅速な活動が実施可能な体制づくりと、就労支援事業や更なる取組みに係るCSWの養成が益々必要と感じました。(岐阜エリア推進員 富田)

★私が所属している長野エリアは社会貢献事業未実施ですが、堤先生や推進委員、CSWの皆さんと色々な勉強をさせて頂いた1年になりました。本来の介護支援専門員業務にも活かした部分もあり、自分自身のスキルアップにつながりました。(長野エリア推進員 佐藤)

★法人の「社会福祉制度のセーフティネットとしての役割を果たす」という理念のもと、オブザーバーの堤先生や関係機関の方々、当法人役職員はじめ職員の皆さんの協力により、社会貢献事業を形にし進めることができましたことに感謝申し上げます。来年度は更に地域に目を向け、支援に当たっていききたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。(社会貢献事業推進室 山下)

生活困窮者相談支援事業

社会福祉法人サンライフ／サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会便り

NO. 2

社会貢献事業推進員の「つぶやき」

生活困窮者への支援は凸凹を辿るようである。なにがそう感じさせるのか。

相談が入る。一般的な生活を送っている人と比べて、ひどく困っている状況に陥っている人に会いに行く。その人の話を聞く。波乱に満ちている。境遇はさまざまだが、聞いてみると辛い思いにもなる。なんとかできないものか、と思う。アップダウンがあれば当然、足腰は疲れ、息も乱れる。やがてパワーレスになる。制度に繋がらなかったのも頷ける。

既存の福祉制度はあることはあるが、意外と「使えない」うえ、大抵は時間がかかる。困っている人たちに余裕はなく、待ったなしである。関係者と折衝する中で、制度の狭間を実感する。制度そのものが穴だらけであることも分かってくる。

一人でも多くの困っている人たちの人生をフラットにして歩み易くできたなら。そう思いながら向き合っていきたい。

春日井エリア社会貢献事業推進員 安田

相談支援実績報告

今年度に入り二件支援を実施。

一件は既に支援終結。

経済的援助額(家賃・電気代一か月、食料)
三万二千五百二十四円。

経済的援助(食糧支援のため買い物に同行)を実施した時の様子。



社会福祉法人サンライフ／サン・ビジョン

社会貢献事業

生活困窮者相談支援事業

○この事業は、制度の狭間で必要な支援を受けることができない方に対して、相談援助活動を行うとともに、必要に応じて経済的援助を行うことにより、その方の安定した生活と自立を支援することを目的としています。

○支援に必要な情報をお聞きすること、ご理解・ご協力をお願いします(個人情報は口外しません(別紙「個人情報取り扱いに関する同意書」で確認します))。

○経済的援助は一人一生に付き1回限り利用できます。援助限度額は10万円ですが、現金を支給するものではなく、必要な物を現物で給付します。



就労支援事業(ユニバーサル就労)

「ちょっとした仕事体験」

平成二十九年五月十六日(火)に、今年度第一回目を実施。

当法人サンサン研修センター講師二名に協力してもらい、高齢者疑似体験や車椅子操作を体験しました。

参加者一〇名。関係機関(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター、なごや若者サポートステーション、ジョイナスノゴヤ)の支援員四名参加。

今年度より、「ちょっとした仕事体験」、就労体験を経て、当法人の職員となった者から、体験談を語ってもらう時間「先輩からの話」を設けました。実施後のアンケートには、参加者全員が、「参考になった」と感想を書いてくれました。

話をした職員からは、「自分自身の振り返りになり、

良い機会になった。」との感想が聞かれました。

次回は七月十四日を予定しています。



社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会だより

第3号



社会貢献事業について…随想

「子ども食堂のことなど」

理事長 堤 修三

9月初旬の新聞に、「子ども食堂」の名付け親とされる東京都大田区の近藤博子さんが「気まぐれ八百屋だんだん こども食堂」を開いてから丸5年を迎えたという記事が載っていた。料金は大人は500円、大学生までは子どもとして「ワンコイン」としているそうだ。はじめ子どもは100円だったが、払わず帰る子の顔が暗いので、1円でもゲームのコインでもいいことにしたら子どもの表情が明るくなったという。近藤さんが言う「貧困対策と見られると、誰でも来づらくなる。子どもも大人も皆が来られる場所になった時、自然と支援が必要な子も来てくれる。」という言葉は福祉のあるべき姿を現しているように思う。法律で制度化されたとか、行政からやってほしいと頼まれたというのではなく、地域の人々が支援の必要な人のために自分たちで考えて取り組む、それもあえて支援と謳うことなく。「福祉」という言葉も居心地が悪そうになるくらい自然な取組だ。

もうひとつは、横浜のドヤ街「寿町」周辺の路上で生活している人々が、路上パトロールをしていた団体の事務所を借りて始めた自分たちの居場所づくりの話だ。彼らは、①酒を飲まない、②タバコを吸わない、③喧嘩をしないという3か条のルールを作り、その居場所の自主管理を始める。はじめは到底無理なことだと思われたが、奇跡が起こる。まず、路上の人たちは（市が配る）パン券で購入した食材を持ち寄って煮炊きを始めた。次いで、どこからかギターを持ってきて弾き始める人が現れ、絵を描き始める人が現れ、ついには書道を始める人が現れたのだ。パトロール活動をしながらかみ立てだけして見守ってきた櫻井さんは言う。「酒を飲まずに、無理なくコミュニケーションを取りながら和やかに時を過ごせる状況が出てきたんです。それも我々が手を出してそう仕向けたのではなく、彼ら自身がそれを作り出していったのです。」

この記事（山田精機「寿町のひとびと」朝日新聞出版『1冊の本』9月号）を読んで、僕は2000年のキューバ映画『バスを待ちながら』（2002年日本公開）のことを思い出していた。そこは、キューバの田舎町にあるバス待合所。続々と人が集まり、なかなか来ないバスを待つ人々で溢れ返っている。来るバスはどれも満席で乗車できず、彼らの希望により、バス停にある壊れたバスの修理が行われるが、出発しようとしたとたんにもまた故障し、バス停の閉鎖が決定。皆は自分たちの手で修理するうちに、自分の話を語り出し、奇妙な連雷管が生まれる。見つけたロブスターを楽しく食べ、食後はダンスに興じる人々。翌日、待合所をペンキで塗り直す作業が始まり、ベッドが置かれ、図書館が作られ、理想郷のような共同生活が始まった。それは人と人とが純粋に繋がり合えるユートピアのように見えたが、すべては主人公が見た夢だったのだ。しかも、ほかの皆も同じような夢を見ていたのである。やがて人々は別れの挨拶をし、幸せそうな表情を浮かべながらそれぞれの目的地へと向かっていく。

人間の社会には、こんな夢のような時間が生まれることがあることを、僕は信じたいと思う。子ども食堂も寿町のサロンも、そんな奇跡のひとつなのだ。社会福祉法人も、そんな**奇跡の時間**を作ることに少しでも貢献できないものか。



社会貢献事業推進委員会活動報告

★第2回コミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成研修を実施しました

当法人が実施している「生活困窮者相談支援事業」において、重要な役割を果たすCSWの養成研修を7月24日、8月22日に実施しました。参加した職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等の資格を持つ職員です。

生活困窮に陥ってしまう方は様々な問題を複合的に抱えている場合が多々あります。支援にあたるには、知識や経験、スキルが必要になるため、研修でしっかり学ぶ必要があります。

プログラム
1日目 社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン 社会貢献事業について 平成28年度社会貢献事業実績報告 CSWマニュアルの説明
グループワーク 事例2題
「なぜ障がいを持つ方は生活困窮に陥りやすいのか」講師：治郎丸 慶子氏
「春日井市の生活困窮者自立相談支援事業」講師：春日井市生活支援課 ・平成28年度実績 ・平成29年度状況
「春日井エリアの平成28年度生活困窮者相談支援事業を振り返って」
「生活困窮者世帯の子どもの学習支援について」講師：吉住 隆弘 氏
2日目
「地域公益事業と社会福祉事業」講師：堤 理事長

参加者の声（研修報告書より抜粋）

- ・もっと地域に貢献できるよう、支援者として最前線にいる我々社会福祉法人の職員が、強い意識をもって取り組んでいく必要があると感じた。
- ・「こども食堂」の高齢者版「高齢者食堂」があってもおもしろいかなと思った。
- ・十分なサポートが受けられず、日常生活、社会生活において困難を抱えている地域の方を、定められた制度の中でどのように支援をしていったらいいのか、法人職員として一緒に考え、勉強していきたいと思った。



社会貢献事業推進委員会より

今回のCSW養成研修で12名のCSWが誕生しました。それぞれが法人内で担う業務がある傍ら、CSWとして生活困窮者支援にあたることは難しい面もありますが、「奇跡の時間」を作ることに少しでも貢献できればと思います。

社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会だより

第4号



生活困窮者相談支援事業

「コミュニティソーシャルワーカー養成研修」

○研修の目的

生活困窮や社会的孤立の中で必要な支援を受けることができない者に対して、安定した生活と自立を支援するために積極的な相談援助活動が必要と思われます。その活動を担う者がコミュニティソーシャルワーカーです。コミュニティソーシャルワーカーには豊富な知識や経験が求められます。知識の補完、経験の振り返りを行うために、地域の関係機関へ講師を依頼し研修を実施しています。



第2回コミュニティソーシャルワーカー養成研修修了者

新たにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）になった12名の職員の内この号では江南・岐阜エリアのCSWを紹介します。①当法人の社会貢献事業についての思い又は②CSWになっての思いを寄せてもらいました（他エリアのCSWについては次号でご紹介します）。

江南エリア

①

私が勤務する江南市には約100棟の巨大な「江南団地」がある。ここは、歴史のある団地でずっとここに住みづけている高齢者の方が少なくなく、問題も多い。例えば、エレベーターがない、一人暮らしの方が多し等。URだけでなく、地域に生きる者として一緒に課題を共有し考えていければと思う。

フラワーコート江南 横井

②

研修で生活困窮者の支援に必要な制度や社会資源などを学ぶことができました。支援の対象者は子供から高齢者まで幅広く、生活困窮の原因や状況も様々です。CSWとしての自信はありませんが、指導を受けながら少しずつ役割が果たしていけるようになればと思います。

ジョイフル布袋居宅 山本



江南エリア

②

2日間の研修で学んだ事を生かし、ボランティアコーディネーターとしても社会貢献事業に携わることができるよう、今後も知識・技法を学び、他職種・他機関との連携を大切にしながら、広い視野をもち活動をしていきたいと思ひます。

ジョイフル江南 宮崎



岐阜エリア

②

今年度CSW研修に参加させて頂き生活困窮者自立支援法について学ぶことができました。仕事をしている中で利用者（高齢者）だけでなく引きこもり等の家族支援も増えています。今回学んだ知識を生かし早期の段階で各関係機関と一緒に支援していきたいと思ひます。

ジョイフル各務原 岡崎



社会福祉法人サンライフ／サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会だより

第5号



第2回コミュニティソーシャルワーカー養成研修修了者

前号に引き続き、新たにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）になった職員を紹介します。この号では春日井エリア、長野エリア、名古屋エリアのCSWです。“当法人の社会貢献事業についての思い”又は“CSWになったの思い”を寄せてもらいました

春日井エリア

当法人の職員として8年の年月が経ち、様々な方の相談を受けてきました。相談の中には、壮絶な生い立ちによって困窮したケースもありました。「普通の生活」が望めないことに、支援者としてむなしく思うことが多々ありました。

地域の中には、「普通の生活」が望めずに社会から取り残された方が、確実にいます。「普通の生活」が望めるような支援をすることが、少子高齢社会をトータルサポートする法人の役割ではないかと感じます。

グレイスフル春日井 地域包括支援センター 土川



生活困窮に陥っている方は、困りごとや支援の必要性が複数あり、さらに絡まり合っているような状況が多く見受けられる。その中で優先順位をつけ、また、本人の望む生活に至るに有効な方法は何かも考えながら、本人の「よくなりたい」「こうなりたい」という気持ちに寄り添えるような支援をしていきたい。

地域包括支援センター第2グレイスフル春日井 南谷



今回研修を受け、生活困窮や自立支援法などの理解を深めることができました。現在支援させて頂いている方々は高齢者が中心ではありますが、CSWとして高齢者のみならず、母子や児童、障害者などの対象者を適切な機関に繋げられるように知識の幅を広げていきたいと思えます。

地域包括支援センター第2グレイスフル春日井 植松



第2回コミュニティソーシャルワーカー養成研修修了者

長野エリア

CSWに携わることにより、生活困窮者の現状とその対策など学び、介護支援専門員の業務にも活かしていければと、当初考えていました。まったく（と言っていいほど自分にとっては）別次元の分野だと改めて感じております。片手間でできるような仕事ではないし、対象の方の年齢が若く、色んな意味で勢いがある方であり、将来もある方だと思えば、その分、責任の大きさと不安を感じております。

介護支援センター グレイスフル岡谷 橋口



名古屋エリア

研修を通じて、経済的な理由で適切なサービスを受けることができない方が多く居て、その方たちを救済する為に、当法人で社会貢献事業に取り組んでいることが分かりました。微力ではありますが、私も協力させて頂き、少しでも多くの方が、適切なサービスを受けることができ、安心した生活が送れるように支援させて頂きます。

介護支援センタージョイフル新栄 黒川



名古屋エリア

世の中には、様々な事情で悩みや苦しみを抱えながらも毎日を懸命に暮らしている人たちがいます。そのような人たちの日々の努力が報われ、生きていくことへの幸せを感じられるように、そっと手を差し伸べていけるような存在になればと思います。より幅広い視野で世の中の様々な出来事を見て学んで判断していけるように日々精進していきますので、今後ともよろしくお願いします。

ジョイフル名駅 小出



社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会だより

第6号



社会貢献事業について…随想①

「早くも腰砕け！ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」

理事長 堤 修三

SLSV(サンライフ/サン・ビジョン)では、社会貢献支援室を設け、社会貢献事業として生活困窮者支援事業や就労支援事業に取り組んでいます。社会福祉法においても前回の改正で「地域における公益的な取組」についての努力義務が規定され、いわゆる社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉事業のほか「地域における公益的取組」を含む公益事業の実施に充てる仕組み（社会福祉充実計画）が設けられたことはご存じのとおりです。さて、全国でどれくらいの社会福祉法人において社会福祉充実残額が発生し、社会福祉充実計画を策定したのでしょうか。厚生労働省がこの2月18日に審議会に提出した資料によると、社会福祉充実残額があった法人は全体の12%、その半数以上は収益規模が1～5億の小規模法人でした。そのうち、地域公益事業を行うのは僅か3%、他の大部分は既存施設の整備など現に行っている社会福祉事業に充てるという計画だったようです。どうやら、社会福祉充実残額を出した法人は超が付くほど生真面目な法人だったと見るべきでしょう。努力義務化された「地域における公益的取組」を実施しているのは、法改正前から取り組んできたSLSVのような法人だけであり、多くの法人では社会福祉充実残額が出なかったことをもって「地域における公益的取組」を実施しないことの言い訳ができたというところではないでしょうか。厚労省もヘンな法改正をしたものです。

そのような結果を気にしたのかどうか分かりませんが、“解釈を明確化”すると称して本年1月23日付で、既存の通知が廃止され、新たに社会・援護局福祉基盤課長から「社会福祉法人による『地域における公益的取組』の推進について」という通知が出されました。“解釈が明確化”されたのは、「地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、…（地域における公益的取組）の要件に該当する」とのことです。「地域における公益的取組」は「無料又は低額な料金」で実施するものですが、「これは、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す」とされています。そもそも、ここで「地域における公益的取組」の要件に該当するとされた環境美化活動や防犯活動などは、対象者（環境美化によって利益を受ける者や犯罪が起らないことで利益を受ける者？）から本来、誰かが料金を徴収して行うものでしょうか。ゴミ屋敷清掃業者やセキュリティサービス業者なら、それに当てはまるでしょうが、わざわざそんなサービスを無料又は低額で行う社会福祉法人があるとは思えません。通知では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるとか、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくと言ったことが強調されていますので、ここでいう環境美化活動や防犯活動は一般の地域住民が担うものを指していると思われるべきでしょう。とすれば、そのような活動に関しては対象者からの費用の徴収などはあり得ませんから、「地域における公益的取組」が「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるという前提自体が崩壊してしまっているのです。前回の社会福祉法改正は、社会福祉法人に対する社会的信頼を回復するため、公益性とガバナンスの強化を図ったものですが、それにより税制優遇を維持したいというねらいもありました。しかし、いったん税制優遇の維持が決まった後は、公益性強化のシンボルだった「地域における公益的取組」もあっさり骨抜きになってしまったようです。

…次号に続く…

★社会貢献事業推進員のつづやき①★
平成 30 年度の社会貢献事業について思うこと

名古屋エリア 社会貢献事業推進員 岩田

社会貢献事業推進員として、日々勉強させていただいています。

就労支援をもっと上手に活用することが出来ないかとおもっています。システムとして確立し、少しでもいろいろな人が楽になれるような方法はないかと思っているのですが、個々のケースで四苦八苦し、一喜一憂する段階です。

ケースを積み重ねることで少しずつでも前に進むことが出来るようにしていきたいと思います。

長野エリア 社会貢献事業推進員 鎌倉

「ケアマネさんがこうやって来てくれるだけで幸せだ」

生活保護を受け、金銭管理も支援を受けていたが、部屋は糞尿で汚れ長年染み付いたタバコの匂いで充滿していた。楽しみは演歌を聴くこと。しかし長年聞き続けたカセットテープは伸びきって「この歌が好きだ」と聞かせてくれた物は歌の原型を留めていなかった。好きな食べ物はお稲荷さんやおはぎ…、お弁当の他にそれらの配達を頼んでは支援員に怒られた。

今年初めに彼は自宅で亡くなられているのが発見された。

価値観は人それぞれで、決してそれが押し付けにはならないし、人の人生を評価すること自体間違っているかもしれないが、果たして彼は満足のいく人生を送れたのだろうか。その答えは彼自身にしかわからない、否、彼自身にもわからないかもしれない。

社会貢献事業としては彼に関わることが出来なかったかもしれないが、どんな支援になろうとも、人に寄り添い想い続ける事がソーシャルワークであり、そのツールとして、当法人の社会貢献事業が存在している。その人が苦悩していればそれに寄り添える事業・推進員として、より発展していけるようこれからも尽力していきたい。

岐阜エリア 社会貢献事業推進員 富田

委員会が発足し 4 年目を迎え相談支援事業は実施エリア拡大の準備に入ります。新しい地域で社会貢献事業を実施できることは委員会として大いなる前進です。CSWの早い対応と経済的援助という強みを活かした活動実績もあり、新たな地域でCSWの始動が円滑に行えるよう進めていきたいと思っています。

また、就労支援事業においては、事例検討するたび調整の難しさを感じています。双方向にサポートの必要性があると課題も見えてきました、対象者の自立と社会参加の支援を引き続き委員会で検討していきたいと思っています。

江南エリア 社会貢献事業推進員 亀山

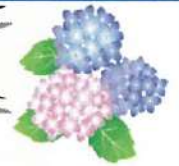
当初は何の知識もない中で、漠然と「法人が社会貢献に取り組んでいるんだな」と、深く考えず委員会に参加していました。ですが、参加するにつれ生活困窮者支援事業に興味を持ち、事例を検討すればするほど、正解のない中、適切であったのかどうか考えさせられることが多く、取り組みの難しいことではあるものの、実際に関わり、支援したいという意識が強くなっています。平成 30 年度、ついに江南エリアでも生活困窮者相談支援事業に取り掛かります。行政や社会福祉協議会と協力できる体制を構築し、エリアでの活動が上手くいくよう全力で取り組みたいと考えています。

*春日井エリア 安田推進員のつづやきは次号で掲載します。





社会貢献事業について…随想②



「歳は取って見ないと分からない」

理事長 堤 修三

私は、今年末で古稀を迎える高齢者ですが、実際、年寄りというものは自分になって見ないと分からないものです。認知症初期には比較的直近の記憶から失われていくと言われますが、私の場合、60歳を超えてから、イメージは脳内に明瞭にあるのに、どうしてもその名前を記憶装置に入力（≠出力）できないということが増えてきました。例えば、砂田橋にSLの施設があることは認識しているのに、その“砂田橋”という言葉が出てこない。何故か、頭の中で“砂田橋”が自動的に東京は霞が関の法務省や検察庁などがある“祝田橋”に変換されてしまうのです。1年たって、頭文字はIではなくSだと強制入力してようやく、JF祝田橋ではなく、JF砂田橋がスムーズに出て来るようになりました。

乳幼児と比べて高齢者の個体差はずっと大きいとされますが、個々の高齢者の老後の生き方は、現在の心身状況の違いにとどまらず、その方の人柄はもちろん、今まで歩んできた人生によっても異なるはずです。亡くなる瞬間まで個々の人間として生きていくと考えなければなりません。“寄り添う介護”も簡単ではないのです。

高齢者はどのような気持ちで施設に入所し、また、在宅サービスを利用し始めるのでしょうか。入所者や利用者がはじめて施設や事業所に来られたときに対応される皆さんはよくご存じでしょう。自宅に帰りたい、自分はこんなところに来たくないと言う高齢者を宥め、慣れていただくのもケアの技術でしょうが、高齢者にそんな思いを“断念”していただくのが介護職の技量のひとつだとしたら、介護の仕事も因果な商売というほかありません。しかし、介護の仕事は、高齢者の今までの生活や今までできたことの“断念”を共有する（できるよう努める）ところから始まるのではないのでしょうか。

おそらく「老年的超越」の域に達しておられる高齢者でなくとも、多くの高齢者は、今までできたことが少しずつ減っていくことを受入れ（断念）つつ、さほど死を意識することもなく、与えられた一日一日を淡々と過ごしておられるのかもしれませんが。とは言え、人間は、自分の死を正面から見つめ続けられるほど強くはありません。それは高齢になっても変わるところではないと思います。モンテニユも、『エッセー』のなかで「私が望むのは、…死が私のもとを訪れるのが、私がキャベツでも植えているとき、それも死に無頓着で、そればかりか自分の庭園が未完成なままであることにも無関心であるようなときであることだ」と書いています。

皆さんは高蔵寺ニュータウンで暮らす津端修一・英子夫妻の日常を描いたドキュメンタリー映画『人生フルーツ』をご覧になりましたか。住宅公団に勤める技師であった津端さんが、四角いコンクリートの箱を建て続けることに疑問を持って退職し、ニュータウンの端の風が通る雑木林の中に家を建て、野菜や果樹を育てながら自然に触れる生活を送る様子を1年半にわたって撮り続けた作品です。ところが、修一さんは、1年ほどが過ぎたある日、気持ちよさそうに昼寝しながら、目を覚ますことがありませんでした。何という理想的な大往生でしょう。私も、『人生フルーツ』を観て以来、津端修一さんにあやかりたいものだと神仏に祈っております。



★社会貢献事業推進員のつぶやき②★
平成 30 年度の社会貢献事業について思うこと

春日井エリア 社会貢献事業推進員 安田

推進員の眼

社会貢献事業推進委員会では何を話し合っているのだろうかー、定期開催している委員会では議事録を作成、各エリア・建屋にも周知されており、それを頼りに窺い知ることができる。ご覧いただければすぐに分かるように、その幅は非常に広い。直近の委員会の議案を見てみたい。

「4/23 委員会の議案」

山下室長の研修報告。生活困窮者支援事業の江南市・江南社協との打ち合わせ報告。奈良県立医科大への見学企画について。生活困窮者支援事業の終結カンファレンスの報告。就労支援事業報告（主に退職となってしまったケースの検討）。子ども食堂の実施について。法人内職員への生活困窮者支援（生活相談のようなイメージ）の検討。7月開催予定のCSW 養成研修の計画。

やはりとても幅広い。発言する各エリアの推進員は緊張する。その理由は（堤理事長が参加されていることは勿論ですが）この事業そのものが先端的な取組みであり、どのような形態になっていくのかが、良い意味で全く決まっていない点にある（と思う）。当然、話し合う内容も先端的なものとなる。福祉に関する既存の制度はもちろん、どんな団体がどう動いているのか、どういう運動が起こっているのかにも注視していないといけな。議案が移るごとに切り替えが大変だったりする。

現在、推進員は、相談業務職員5名という顔ぶれ。それぞれの持ち場で触れた現実を持ち寄り、それを材料にこの事業の方向を検討する。しかも自由に発言できる雰囲気。 “すごい、こんな社会福祉法人、他にあるのだろうか。”

毎回ひっそりと思っていたことをここに報告します。

平成 30 年 3 月 13 日にコミュニティソーシャルワーカー現任者研修を実施しました。





社会貢献事業について…随想③

「蝉・螿螂・蜘蛛」

理事長 堤 修三

角田光代さんの小説、『八日目の蝉』はテレビドラマ化（主演：檀れい）や映画化（主演：井上真央）もされたのでご存知の方も多いのではないのでしょうか。長い土の中の生活が終わってようやく地上に出て来ても寿命は僅か7日というのに、何かの具合で8日目まで生き延びた蝉が何を象徴しているのかは、原作を読むなり映像作品を見るなりして、それぞれに考えていただければいいと思いますが、まあ不条理な存在であることは確かですね。昨日まで一緒に啼いていた仲間が急に消えてしまい、一匹だけ取り残されたこの蝉の存在に自然（神）は何の意味も与えてはいないのですから。もし、この予定外の寿命がこの先もずっと続くとしたら、いったい蝉はどういう気持ちになるのでしょうか。100日目の蝉、1000日目の蝉…。

しかし、大自然にはもっと不条理な境遇の生き物もいます。螿螂（カマキリ）のオスは交尾後、その相手のメスに食べられてしまう可哀想な存在ですが、交尾後オスを食べようとしたメスが何らかのアクシデント（例えば、急降下してきた鳥の餌食になるとか、急にメスに愛想を尽かされるとか）によっていなくなった場合、その残されたオスも同様に不条理な存在ですね。メスに食べられ、その栄養分となって子孫繁栄に貢献するように神様に命じられていたのに、その役割も果たせないなんて…と生き残ったオスは己の運命をうらむのでしょうか、それとも生き永らえたことを僥倖と感じるのでしょうか。

蜘蛛の仲間に雌雄関係がこの螿螂と同じ生き物がいます。後家蜘蛛の仲間です。後家蜘蛛には日本にも入ってきているアカゴケグモのほか黒後家蜘蛛もいるようですが、ここで取上げようというのは黒後家蜘蛛のほうです。といっても蜘蛛そのものではなく、『黒後家蜘蛛の会』（Tales of The Black Widowers）というアイザック・アシモフの連作短編ミステリ（創元推理文庫で1巻から5巻まで）です。Black Widowersを自認する化学者・数学者・弁護士・画家・作家・暗号専門家という6人の仲間が毎月一回、晩餐会を開いてゲストの話をお聴きするという設定で、そのゲストは必ず自ら見聞した謎や不思議を6人に披露しなければなりません。6人は素人探偵さながらに智慧と知識を総動員して謎解きに挑むのですが、いずれも失敗し、最後に真相を言い当てるのは給仕のヘンリーと決まっています。そのヘンリーの知的でエレガントな推理を楽しむのが、この作品を読む醍醐味と言えます。

各編の物語は、回り持ちとなっている毎月の会合のホストが自分の連れてきたゲストに対し「あなたは何をもってご自身の存在を正当となさいますか？」と問うことから始まります。ゲストは、この問いに答えながら自分の持ってきた謎や不思議を説明するわけですが、この問いは、私たち自身にも常に突き付けられている問いと考えるべきでしょう。ケアの仕事をしている自分という存在はどう正当化されるのか、自分の勤めている施設や事業所は世の中に向かって正当化できるようなサービスを提供しているのか、SLSVの事業展開はどのような観点から正当化できるのか、複合型高層施設という近年のSLSVのプロジェクトは何をもって正当と言えるのか…。さほど七面倒に考えることはありませんが、ときにはそうして自分の仕事を見つめ直していただくことも必要ではないでしょうか。

CSW 養成研修

今回で第3回目になるCSW養成研修を7月26日に実施しました。参加者は下記の通りです。

	名前	所属施設
2	高橋 健一 (CM)	居宅介護支援事業所ジョイフル布袋
3	平井 俊充 (主任相談員)	特別養護老人ホーム第2 サンライフ江南
4	倉知 佐智子 (SW)	地域包括 ジョイフル各務原
5	脇原 大輝 (相談員)	特別養護老人ホームジョイフル各務原
6	吉田 朱里(相談員)	グレイスフル春日井老健
7	井上麻奈美	介護支援センターグレイスフル辰野
8	猪狩 亜矢	グレイスフル上前津

当法人の社会貢献事業である「生活困窮者相談支援事業」について、また、関連する法制度等についての講義を行いました。

	プログラム
10:00~10:50	社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン 社会貢献事業について①(生活困窮者相談支援事業) CSW マニュアルの説明、平成29年度生活困窮者相談支援事業実績報告、平成30年度対応事例報告
10:50~11:00	休憩
11:00~11:50	「貧困問題レクチャーマニュアル」を使用し、生活困窮について考える
11:50~12:00	休憩
12:00~12:30	生活困窮者自立支援法について
12:30~13:00	社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン 社会貢献事業について②(就労支援事業、子ども食堂、法人内職員向け生活(困りごと)相談窓口設置等)
13:00~14:00	昼食
14:00~15:00	生活困窮者相談支援の実際①「帳票類を書いてみる(1題)」
15:00~15:10	休憩
14:00~17:00	生活困窮者相談支援の実際②「事例検討2題」



参加者の皆さんお疲れ様でした。

社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン
社会貢献事業推進委員会だより

号外



子ども食堂のご紹介



